

# 本居宣長における「新法」と「先規」

——国学的保守主義と経済的自由——

小室正紀

## 1. はじめに

天保期頃、筑波山の南、常陸国小田村に田制の研究家として土浦藩や水戸藩で名を知られた長島尉信（1781～1866）という名主がいた。筆者はかつてこの人物について調べ、彼の田制論は村落の社会的秩序の維持と農民の土地所持権を主張するものであったと論じたことがある<sup>1)</sup>。ところで、この調査の過程で長島の蔵書目録<sup>2)</sup>を見る機会があり、その中に本居宣長（享保15年～享和元年、1730～1801）の『秘本玉くしげ』の写本が入っているのを印象深く感じた。『秘本玉くしげ』は、国学者宣長が現実の政治・社会経済について直接述べた数少ない書物の一つである。一方長島は特定の門流に属した国学者ではなく、小宮山楓軒の実証的な歴史学方法論など後期水戸学の影響を受けながら、自己流に田制論を組み立てた人物だ。国学系の知識人でもない長島の蔵書の中に『秘本玉くしげ』があることに、本居宣長の思想の豪農層への普及の広さを感じたのである。

もっとも、宣長の『秘本玉くしげ』を嘉永4年に開版した佐久良東雄は、実は長島の親しい友人であり<sup>3)</sup>、長島の蔵書に『秘本玉くしげ』が入っていることは、この関係から考えて、別に不思議なことではない。とはいっても、長島の田制論の中には宣長の『秘本玉くしげ』と同じような発想もあり、ただ単に佐久良東雄との関係から蔵書の一冊となっただけとは考えられなかった。ともあれ長島蔵書目録中での発見は、宣長の政治経済思想の広い影響力について改めて考えるきっかけとなったのである。

すでに諸先学によって研究されているように、諸国の宣長の門人の中には多くの商人・農民が含まれていた。例えば芳賀登氏の整理によれば<sup>4)</sup>、諸国の門人総数491名を武士・神職・農民・町人・僧侶・医師・女性・その他の8階層に分類すると、町人が一番多く166名、続いて農民が114名だという。また『授業門人姓名録』についての最近の研究によれば<sup>5)</sup>、諸国の門人総数521名を同じく8階層に分類すると、町人が一番多く160名、続いて神職の93名、さらに農民の92名がそれに続くという。学問の性格上、神職が多いのは当然として、いずれにしても、商人及び農民への普及が本居国学発展の大きな柱になっていたことは確かである。そして、長島の蔵書目録中の『秘本玉くしげ』の存在は、このような門人組織に属する者たちの範囲を越えて、長島のような国学者以外の人々にも宣長の政治経済思想の影響が広がっていたことを示

す一例ではないだろうか。

それでは、その影響とはどのようなものであったのだろうか。この点を考えるには、個々の商人・豪農が宣長の政治経済思想をどのように解釈し、生活の中で各々の主張や実践に結び付けていたかを考えねばならない。しかし、この種の研究は商人・豪農の側の史料の発掘を積み重ねながら行うものであり、現在はまだそれを論じられるだけの用意はない。本稿の課題は、そのような研究に取り組む前に考えておかなければならない問題だ。つまり『秘本玉くしげ』<sup>6)</sup>とその別巻『玉くしげ』<sup>7)</sup>を中心とした宣長の政治経済思想を再検討し、その最も根幹となる特質がいかなるものであり、政治経済思想としてどのような社会的影響を発揮する可能性を孕んでいたかを示すこと、これが本稿の課題である。

## 2. 宣長の政治経済思想についての従来の見方

本居宣長の政治経済思想について、これまでの研究では保守性と先進性の両面が指摘されて来た。何故保守的か。第一には宣長の具体的な政治経済上の提言が、「概ね当時の常識的政治論の水準を多く出していない」<sup>8)</sup>と見られてきたからである。例えば、野村兼太郎氏によれば、宣長は、逼迫した藩財政の救済については、「要するに儒者と同じく儉約論」<sup>9)</sup>を述べるのみであり、また「貨幣経済を制限して、自然経済に出来るだけ戻ることが彼の理想」<sup>10)</sup>でもあったのである。さらに当時問題が深刻化し始めていた民間における貧富差の拡大の問題についても、宣長の対策は仁政に期待する「楽天的」なものであり「儒者の議論と相似た」<sup>11)</sup>ものであった。

また、こうした「常識的政治論」以上に宣長の保守性として指摘されてきた点は、現実秩序を無条件に肯定する彼の政治姿勢であった。丸山真男氏によれば宣長の思想は「自然的性情の自由な発露を楽しんだ上代の生活への熱烈な憧憬」から出発し、人間が内的自然に即して生きる道を突き詰め、[自然であるべきである]という規範自体をも含めてすべての当為・規範を否定するものであった。その結果宣長は一切の歴史的所与を神の御所為<sup>みしわざ</sup>としてすなおに肯定する立場に行き着いた。そして、それは当時の「歴史的現実的所与」であった「封建的階級制」を肯定する保守性となったと同氏はいうのである<sup>12)</sup>。これは同氏のみの評価ではなく、野村兼太郎氏も、「善も悪も共にあるがままにこれを肯定せんとする宣長の現世主義は当然現存せる諸制度を肯定する」ものであり、「彼の主張するところは革命的なものではあり得ない」<sup>13)</sup>と述べているように、戦前以来の一般的な評価であったといつてよい。

こうした保守性の指摘と同時に、近代思想発展の上で宣長の国学が果たした一定度の先進性も注目されてきた。それは第一には、誰もが指摘してきたように、儒教的人間観に対立して、規範的な善悪の束縛から解かれたたのびのびとした人間性を肯定した点である。また、形式的規範を否定することは、現実をあるがままに見る「現実主義」を生み、さらに議論の証明に当

っての「実証主義」を推し進めたとされる。

その良い例は、しばしば指摘される宣長の優れた百姓一揆論である。例えば野村氏は、宣長の卓越している点として、彼が百姓の困窮の原因を「先づ第一に年貢の過重に見」、しかもこの過重な年貢の原因を実証的帰納的に「歴史に徴して説明」しようとしたことを指摘している。その上で野村氏は、「百姓一揆の原因、伝播性等についての彼の鋭敏な理解力が見られる」と評価しているのである<sup>14)</sup>。

第二に、善も悪も神の御所為とする宣長の姿勢を、芳賀登氏のように、民富蓄積の積極的肯定論として評価する場合もある。同氏によれば、宣長の立場は「人欲を肯定し、悪徳をみとめ、自然の感情を是認」することにつながり、「民富の蓄積を礼賛するものの立場であって、名にこだわり民富の蓄積をいやしむものと対立することともなる」<sup>15)</sup>ものである。

第三には、宣長の思想がその後の政治思想の展開に対して持っていた潜在的可能性の指摘がある。この点で、丸山真勇氏は、宣長の思想は現存の封建社会にとって危険な要素を内包するものであったことを指摘している。何故ならば、一切の現実を肯定すると同時に現実が自然に変化することも肯定する宣長の論理では、「現秩序に対する反抗が否認されると同時に、その絶対性の保証もまた拒否されるからである」<sup>16)</sup>。一方、松本三之介氏は、近代思想発達史という観点からの先進性ではなく、天皇制的国体思想への重要な一歩として、宣長を初めとする国学政治思想を捉えている。つまり近世後期、政治を考える上で庶民が無視できない存在意義を持ち始めた状況のなかで、国学は、人間の情を無視した政治の限界を認識し、「直接人間の心情を捉えることによって服従を確保し、上からの政治にまっさき実効性を与えようとした」<sup>17)</sup>ものであり、そこに後の国体思想の展開に連続していく面があるというのである。

さて以上のような宣長の政治経済思想に対する従来の見方に対して、本稿ではその先進的側面よりはむしろ保守的と言われてきた面に再検討を加えて見たい。従来は、現状肯定＝保守的＝非革命的と考えられてきた。しかし、宣長のいう現状肯定とは、当時の社会経済状態のなかで考えたとき、果たして真に保守的な主張であったのだろうか。また経済思想として宣長の現状肯定とはどのような意味合いを持っていたのだろうか。以下この点を中心として考察を進めたい。

### 3. 『秘本玉くしげ』『玉くしげ』の構成と主題

#### (1) 『秘本玉くしげ』『玉くしげ』の成立

本居宣長の政治経済思想を考えるにあたって、誰もが中心的な史料とするのは『秘本玉くしげ』ならびに『玉くしげ』であるが、それはこれらが本格的に政治経済を扱ったほとんど唯一の宣長の著作だからである。したがって宣長の「保守的」思想を再検討するには、この両書の性格を適正に把握しておくことが必要だ。

周知のように、『秘本玉くしげ』（上下2巻）『玉くしげ』（1巻）は、紀伊徳川家藩主徳川治貞（享保13年～寛政元年、1728～1789）が領内から広く政治経済上の意見を徴した際に、宣長が天明7年（1787）に上提したものである。上提に際しては、『秘本玉くしげ』が本巻で『玉くしげ』が別巻という形をとっていた。また内容は別巻の『玉くしげ』が根本的政治姿勢「大本の趣」を論じているのに対して、本巻の『秘本玉くしげ』は具体性をもった「手近き事共」を取り上げている。執筆時点は『秘本玉くしげ』が徳川治貞の下問に応じて天明7年12月に成稿したのに対して、『玉くしげ』は大久保正氏の推定によれば<sup>18)</sup>、すでに天明5年頃に尾張藩重臣の門人のために書かれていた素稿を、天明7年の上提に際して書き直したものと考えられている。このような成立事情を見た時に、注意しておかなければならないことは、この政治経済書が、為政者にむかって書かれたものだという点である。

ところで宣長の書簡集をみるとしばしば門人・知人に自分の著作を送ったり、貸したりするやりとりが出てくる。そうした中に『秘本玉くしげ』『玉くしげ』についての書簡も天明8年（1788）から寛政8年まで全部で11通出てくる<sup>19)</sup>。これらの11通の書簡の宛先の階層を『授業門人姓名録』で調べてみると<sup>20)</sup>、武士が6名、神職2名、村医師1名、村庄屋1名、不明1名であり、宣長の門人構成と比較して武士階層の比重が明らかに大きいことに気が付く。この点から考えて、宣長は元々両書を為政者向きに書いたばかりでなく、その後もこれらの書物を特に武士層に読んでもらいたいと考えていたのではないだろうか。勿論、近世の経世論の多くは為政者にむかって書かれたものであり、宣長の姿勢は決して珍しいことではない。しかし『秘本玉くしげ』『玉くしげ』の場合には、その政治経済思想のねらいを把握する際に、特にこのことを想起する必要があるためである。

## (2) 『玉くしげ』の政治哲学

さて、それでは『秘本玉くしげ』『玉くしげ』両書はどのような構成内容をとっているのだろうか。宣長は、何よりもまず為政者が政治を行うにあたって弁えておかなければならない世界観＝政治哲学として、彼の古道論を展開する。これは『秘本玉くしげ』の巻頭でも簡単に説明されているが、より詳しくは、むしろ別巻の『玉くしげ』全体がこの古道論政治哲学を説明するためのものとして書かれている。

ここで説かれている古道論政治哲学の出発点は、「天地も諸神も万物も皆ことごとく其本は、<sup>ソノモト</sup>高皇産靈神、<sup>タカミムスビノカミ</sup>神皇産靈神と申す二神の、<sup>カミムスビノカミ</sup>靈神のみたまと申す物によりて、成出来たる物にして、世々に人類の生れ出、万物万事の成出るも、みな此御靈に<sup>ミコタマ</sup>あらずということなし…（中略）…抑此靈神の<sup>ミコタマ</sup>神靈と申すは、奇々妙々なる神の御しわざなれば、いかなる道理によりて然るぞなどいふことは、さらに人の智慧を以て、<sup>ヘカリシル</sup>測識べきところにあらず」<sup>21)</sup>という所にある。すなわち『古事記』『日本紀』に説き伝えられている「二神の<sup>ミコタマ</sup>産靈のみたま」を究極的な創造者として設定し、かつそれを人智を越えた絶対的な神格として信じる<sup>22)</sup>ところから始まるのである。

また、この一種の不可知論的神秘主義には「動くこそ人のまごころといふ人間性情の本来的

な姿態に飽まで即して行かうとする和歌的精神」<sup>22)</sup>が常に随伴し、人智によらない内発的感情、即ち喜ぶべき時に喜び、悲しむべきときに悲しみ、驚くべきときに驚くといった自然な人情の動きに「神の御しわざ」を見ることになる。またこの人間観を踏まえて社会に目をむけると、固定的な社会より、むしろ動きうつる社会を自然なものと考えて、その背後に「神の御しわざ」を見る傾向にもなる。

この信念に基づき宣長は、天地万物や道徳的規範を儒学のように固定的自然秩序として合理的に説明することを「人智のおしはかりの妄説」「なまさかしきうわべの一わりの論」「儒者どものなまさかしき論」として拒否する。さらに、ただ単に「なまさかしき論」を否定するだけでなく、善悪吉凶すべてを含めた世の動きを「神の御しわざ」として肯定することにもなる。宣長は、「世の中にあらゆる、大小もろもろの事は、…(中略)…皆ことごとく神の御靈によりて、神の御はからいなるが、惣じて神には、尊卑善悪邪正さまさまある故に、世の中の事も、吉事善事のみにはあらず、悪事凶事もまじりて、国の乱などもおりおりは起り、世のため人のためにあしき事なども行はれ、又人の禍福などの、正しく道理にあたらざることも多き、これらはみな悪き神の所為なり」<sup>23)</sup>と言う。つまり悪事もまた禍津日神なる神の作為として受け入れるのである。

さて、「なまさかしき論」を否定し、世の中の善悪ともに「神の御所為」として受け入れるこの哲学こそが、宣長の政治思想を強くささえる根拠と言える。そしてその政治思想の根幹は次のような文に集約できるだろう。

「世ノ中のありさまは、万事みな善悪の神の御所為シヨイなれば、よくなるもあしくなるも、極意のところは、人力の及ぶところに非ず、…(中略)…此根本のところをよく心得居給ひて、たとひ少々国のためにあしきことととも、有来りて改めがたからん事アリキタをば、俄ニヘカにこれを除き改めんとはしたまふまじきなり、改めがたきを、強て急に直さんとすれば、神の御所為に逆ひて、返シツンて為損ずる事もある物ぞかし」<sup>24)</sup>。

つまり、ここで主張されていることは、為政者の行う政治を無理のない「改めただからん事」に及ばない範囲内に限るべきだということである。それは政治力の拡大を否定したある意味では奇妙な政治思想と言える。

それでは、「改めがたからん事」に及ばない範囲内の政治とは具体的にどのようなものなのだろうか。その細かな内容については『秘本玉くしげ』の方で論じられているが、『玉くしげ』でも最も中心的なことは述べられている。それは、「惣じて武将の御政マツリゴトは、…(中略)…大本の、朝廷を重んじ奉ることの闕ては、たとひいかほどの仁徳を施し、諸士をよくなつけ、万民をよく撫給ひても、みなこれ私の智術にして、道にかなはず」<sup>25)</sup>とあるように、第一に「天照スオオミカミ大御神の皇統」である朝廷を重んじることである。また第二には、幕府將軍の定めを守ることである。徳川將軍は天照大御神の委託により政治を行っているのであるから、「御代々の大將軍家の御掟は、すなわちこれ天照大御神の御定メ御掟テなれば、殊に大切に思召シて此ノ御定

メ御掟テを、背かじ頼<sup>クツ</sup>さじとよく守りたま」ふことが「御大名の肝要」<sup>26)</sup>なのである。

この政治姿勢は、上下秩序の維持を主張する宣長政治思想の保守性としてしばしば指摘されてきたものである。しかしここで注意しなければならないのは、『玉くしげ』に関するかぎりこれはあくまで「朝廷——将軍——大名——藩士」という支配階級内部で守るべき問題として展開されており、被支配階級の問題にまでは拡大されていない点だ。被支配階級に関しては、「上たる人、其上<sup>ソノカミ</sup>を厚く敬<sup>ウヤマ</sup>ひ畏<sup>オソレ</sup>給へば、下たる者も、又つぎつぎに其上たる人を、厚く敬ひ畏て、国はおのずからよく治まることなり」<sup>27)</sup>というように、支配階級内部が上下の秩序を守れば、下のものも「おのずから」それを見習うだろうということが期待されているのみだ。どこを捜しても被支配階級に服従を強制する論理は全く出てこないのである。しかも、支配階級内部の服従関係は、朝廷を頂点に置き将軍を次位に設定しているが朝廷は現実に政治的作為力がほとんどないと同時に、それだからこそ自然で尊い存在と考えられている。また次位に置かれている将軍は、個々の藩内の民政に関して極めて大枠の決定権しか執行しない存在だ。したがって、この支配構造は上から下降的に具体的政策が命じられる可能性が少ない構造である。これに対して、大名以下は当時民政に関して最も大きな政治的作為力を認められていた階級であるが、宣長はこの階級に政治的作為力の弱い上位者に従うことをひたすら要求したのである。こうした論理の当然の帰結として、「今の世の国政は、今の世の模様に従ひて、今の上の御掟にそむかず、有り来りたるままの形を頼<sup>クツ</sup>さず、跡を守りて執行ひたまふが、即ちまことの道の趣」<sup>28)</sup>という為政者への保守的態度の要求が出てくるのである。そしてこの保守的態度とは現実には為政者の政治的作為の限定として、言葉を替えるならば支配力の制限として機能せざるをえないであろう。

### (3) 『秘本玉くしげ』における具体的政治論の特質。

さて、それでは上述のような宣長の政治哲学に則って『秘本玉くしげ』では、どのように「手近き事共」、即ち具体的政策が取り上げられているだろうか。結論を先取りするならば、『秘本玉くしげ』全巻を貫く大きな特質は、被支配階級の生活に変化を及ぼすような積極的政策は極力さげ、武士階級内部の努力で問題を処理することを説いている点であり、まさに『玉くしげ』の政治哲学に相応するものである。以下この特質を、いくつかの、具体的事例に則って見てみよう。

#### 〔分際相応の問題〕

宣長はまず、財政支出・消費支出のあり方を、江戸時代の常識的儉約論同様に、「分際相応」の問題として取り上げている。しかし、ここで彼はまず第一に、「その分際分際につきて、いかなるほどが相応のあたりまへといふ事は、たしかなる手本なければ、実は定めがたきことなれども」<sup>29)</sup>と分際の規準についても自分の不可知論の立場を表明する。其の上で「平人のおごりは、其身一分ぎりのことにて、其害の他に及ぶことはなきを、上たる人の奢りは、其害領内に及ぶこと也」<sup>29)</sup>と、平民の奢りを半ば放任する一方で問題を武士階級の分際相応に限定して

いる。この武士階級の分際相応の問題として、宣長は「御身分の甚重々しき」こと、即ち役人の過多、参勤交替・江戸詰めの人数の過多を批判しているが、この部分の宣長の主張の最大の特質は、もっぱら武士身分についての分際相応を論じ、平民の奢りの問題は政治の対象から外していることである。

#### 〔百姓の困窮の問題〕

第二節でも触れたように、宣長はこの問題の原因説明には極めて鋭敏な分析を行い、第一の原因を大宝令の十倍にも達する年貢の過重に求めた。しかもこの過重な年貢の形成過程を歴史的に説明している。しかし原因分析は鋭いものの、従来は宣長の対策は極めて保守的と評価されてきた。彼の対策は、「今の世の百姓は、心身を勞する事も、古よりは甚しく、年貢に大いに苦しむものぞといふ事を、朝夕忘れ給はず、不便に思召て、有来りたる定まりの年貢のうへを、いさゝかも増さぬやうに、すこしにても百姓の辛苦のやすまるべきやうにと、心がけ給ふべき事」<sup>30)</sup>というように、領主にひたすら現状維持を求めるものであり、たしかに表面的には保守的だ。しかし、『玉くしげ』で展開された政治哲学を考え合わせれば、ここでの宣長の最大の主眼は、むしろ年貢の問題に関して領主が積極的政策を打ち出すこと自体に対する否定なのではないだろうか。そのことは、宣長が年貢減少の政策でさえも領主が積極的に行うことを認めていないことから分かる。宣長は「今の世いづれの国にもせよ、仁徳深くおはします領主有て、…(中略)…百姓を不便に思召て、年貢を半減にも改めまほしく思召す御志ありても、是は決してかなひがたきこと也」<sup>31)</sup>と言い、むしろ「有来りたる定まり」のままの年貢を「あらまほしき」こととするのである<sup>32)</sup>。そこには領主の政治的作為の限定という点で一貫したものがあつた、単純に保守的として片付けることはできないであろう。

#### 〔貨幣経済の問題〕

貨幣経済の現状に対する宣長の分析は実情をよくおさえ、また中々鋭い所もあるものだ。これは、伊勢松阪の木綿商の家に生まれた彼の環境が関係していることかもしれない。宣長は自分のことを「あきないのすちにはうとくて、ただ書を読むことのみこのめば、……」<sup>33)</sup>と書いているが、そうは言いながらもそれなりの商事に対する関心は備えていたようである。宣長は寛延元年(1748)11月から寛政13年(1801)9月まで日記をつけているが、そのうち京都留学から帰郷した四年後の宝暦11年(1761)の31歳の時から最晩年の寛政12年まで、12月の日記に殆ど毎年その年の米価および銭相場を記録し、また変動の激しい時には12月以外でも相場や物価動向に言及している<sup>34)</sup>。この記録などは、彼が通常の武士階級よりは遙かに商事に関心をもっていたことを示す一例だろう。

さて、このような宣長の貨幣経済への言及の第一の特質は商いという営為のはかなさ、困窮への転じやすさを強調している点だ。しかも興味あることには、宣長は『秘本玉くしげ』の中で貨幣経済問題の最初にこの点を述べている。そこでは商家の困窮の原因として宣長はまず、「分不相応に暮らさんとするから、内証は困窮する者甚多きなり」<sup>35)</sup>といふ贅沢を挙げている。

しかしこの贅沢は「時世の勢」<sup>36)</sup>で生じているもので、信用上も一軒だけでやめる訳にもいかず、ある意味では「せんかたなく」<sup>37)</sup>行方奢りだと考えている。宣長にとって奢りは確かに困窮の原因だが、避けがたいものなのである。その一方で「商事は多くても、買たる物の価をえ出さざる者殊の外多く、又借<sup>レ</sup>たる金銀を返さざる者おほき故に、売<sup>レ</sup>者貸<sup>レ</sup>者利を得ることなりがたくて、損をすることおほく」<sup>38)</sup>といった資金回収の不確実性もある。また、「商人の数次第に多き故に、手前手前の一分の商高は多からず、商高すくなくては、渡世になりがたき故に、しひて多くせんとすれば、掛損など多くなりて、又困窮に至る」<sup>39)</sup>という当時の過当競争気味の経済状態も宣長は指摘している。さらに、商人の中でも「土台が丈夫な」「富商」に比べて、資金力の弱い零細商は「損をしても、再<sup>レ</sup>取返すべきたねなければ、永くその損をいやすことあたはず」<sup>40)</sup>貧困化するといった商人階級内の貧富の問題にも目を配っている。

これらの指摘に共通する宣長の視角は「惣じて今の世は、大抵利を得る事は難くして、損はしやすき時節」という経済状勢観であり、たとえ富商であっても「少し不廻りなる方に趣くときは…(中略)…鉅万の金銀も、消やすき事も又春の雪の如し」<sup>41)</sup>という商業営為のはかなさである。

ところでこの商業観はただ頭で考えたものではなく、彼の体験と環境から出てきたものといえてよい。宣長は寛政10年(1798)に自分の家の由来を調べ家系史『家のむかし物語』<sup>42)</sup>を書いているが、そこには商人であった一族の盛衰が多々出ている。早い時期の例では、宣長の曾祖父の兄は17世紀の半ばに「江戸に店を創置<sup>ハジメオキ</sup>て、初は富栄え」るが「ほどなく産おとろへて、貧くなり」<sup>43)</sup>没落したと書かれている。これは身近な経験と言うには余りにも古い話だが、宣長の同時代にも没落は多い。祖父が親戚にまかせた江戸店は、それから二代にして、当主が「店を守ることいとみだりなりし」<sup>44)</sup>ために1740年頃にほろびている。また宣長の又従兄弟の家は三代目にして「家産衰へて、明和元年(1764)に江戸の店もほろび、同八年(1771)本町の宅をも売却し浪浪の身となり」<sup>45)</sup>没落している。さらに最も切実な経験は、宣長の家自体の衰退だ。宣長が家を宝暦元年(1751)に襲いだ時には、本居家は既に衰退し「江戸の店は、大伝馬町なるも、堀留町なる二店も、皆すでになくなりて、…(中略)…わずかに金四百両を、隠居家孫右衛門の店に預けいれて、その年々の利息をもて」<sup>46)</sup>生活する状態になっていたという。しかもこの「隠居家」とは先に挙げた宣長の又従兄弟の家であり、この家は明和元年(1764)に破産し、それと共に、宣長家が投資していた金四百両も失われてしまうのである<sup>47)</sup>。つまり宣長が貨幣経済関係の問題の第一に述べている商業の基礎のはかなさとはこのような切実な体験に裏打ちされたものなのである。

さて、貨幣経済問題についての、宣長の主張の第二の特質は、貨幣経済の否定的側面を強調している点だ。例えば、奢嗜がすすみ人間の生存には直接役に立たない「無益の物」が夥しく生産され、「田地山林」や「人の手間」がこのために費やされ「有用な物が出る妨げ」となっているという<sup>48)</sup>。また「貧人は富人のために貧を増し、富人は貧人によりて、いよいよ富をか



さぬる』<sup>49)</sup>という貧富差の拡大も指摘する。さらに金銀貨幣の流通量が増大すると共に、「商人ながら、物の交易をもせず、ただ金銀のうへのみを以て、世を渡る者」即ち金融業がおびただしくなっていることも問題視する。何故ならば人々は皆この「金銀のやり引」に心を奪われ、「士農工商ことごとく、己が本業をばおこたり…（中略）…おのづから世上困窮の基となれり』<sup>50)</sup>と考えるからである。また世の中に金銀貨幣の流通量が多いと、「おのづから奢りを長ずる」ことがあり、人々が金銀のことばかり考えるために「鄙劣なる商人心になりて、世上の風儀も軽薄になる』<sup>51)</sup>ことも問題があると考えている。

宣長の貨幣経済への言及の最後の特徴は、領主と民間の商業行為の違いを強調し、領主による商業への関与を否定している点である。例えば、上述の「無益の物」（＝贅沢な商品や商品作物）の生産についての宣長の批判も、領主と民間で意味合いが違う。「平民の身一分のうえにては、いかに何わざをしてなりとも、金銀を得る事の多きが利なれども、上に立ちて民を治むる人の身にとりては、領内おしなべて利益あることならでは、損ある也』<sup>52)</sup>と、平民の場合と領主の場合の違いを為政者に説く。「無益の物」の生産をしたとしても、平民の場合は金銀が得られれば利益だが領主の場合にはそうではないというのである。また「正物」の取引ではない「金銀の取引の筋」、即ち金融取引や空物取引の類も上述のように宣長は好ましくないものと考え「なるべきだけは随分これを止め」ることをすすめているが、これも平民の場合と領主の場合では違う。この問題にかんしても「民間にて下々どちの細事などは、さる事もあるべけれ共…（中略）…国の政をとり行はん人は、此所をよく考えて、万事なるべきだけは、金銀便利の筋にはかからぬように心がけ給ふべきにこそ』<sup>53)</sup>というように民間の場合には半ば放任されるが為政者には自制が求められているのである。

また、上記のような領主の商業行為以上に、宣長が繰り返して批判しているのが領主による貨幣経済の規制や商業界への介入である。宣長は確かにすでに見たように貨幣経済の否定的側面を強調していた。しかしこのような大害のある貨幣経済でも、それを為政者が規制することには批判的である。「眼前に大害と知れながらも、停めがたく、国君の勢にても、公儀の御威光にても、俄には禁止しがたき事も多くある也、然るにその類を、俄にしひて禁ぜんとするときは、返て又害を生じて、いかん共しがたき事もある物なり」と宣長は説き、「おのづからと止む時節をまつより外なし』<sup>54)</sup>と結論を下しているのである。

さて、以上見たように、宣長は第一に商業という営為のはかなさを指摘し、第二に貨幣経済の否定的側面を強調し、第三に為政者の商業行為への進出と為政者による貨幣経済の規制を批判した。貨幣経済についてのこの三つの宣長の主張は相互にどのように関係するのだろうか。まず、押さえておかなければならないのは、宣長自身の価値判断としては貨幣経済や商人が卑しく否定的なものであったらしいという点だ。『家のむかし物語』のなかで宣長は、自分の家が先祖四代にわたって「町人というにくだり給ひ…（中略）…商人のつらにて有し」こと、「いやしき民」であったことを、いくばくかの自家卑下の思いをこめて書いている<sup>55)</sup>。他方、自分

が医師・国学者となり「あき人のつらをばはなれ」たことには、誇らしい気持ちを持っていたようでもある<sup>55)</sup>。このことから宣長のどこかに賤商観があったことは明らかである。しかし、たとえ賤商観が彼自身の見方であったとしても、このような価値判断を絶対化しない所にまた宣長の思想の特色がある。個人の判断ではどのように否定的なものであっても、貨幣経済もまた「神の御所為」なのである。

ところで神の御所為である「万の事」の顛われ方はどのようなものなのだろうか。それは「日々に増長することも、思ひの外に、又いつとなく衰へゆく時節もあるもの」<sup>56)</sup>であることがなよりの特色だ。そして宣長が第一に指摘した商業という営為のはかなさは、商業もまた盛衰を特色とする「神の御所為」であることなよりの証であり、商人たちがこの「神の御所為」のなかで日々くらししていることを示すものに外ならない。それに対して為政者の新たな商業行為や貨幣経済の規制はどうか。これらは日々盛衰に身を晒す民間の商人の場合と違い、政治力を背景とした作為の行為であり、自然のものではない。したがってこれは極力避けるべきものとなるのである。このように、宣長の三つの観点——商業営為のはかなさ、貨幣経済への否定的視角、為政者の商業への関与に対する批制の三者——は相互に論理的に関連して彼の主張を形成していたと考えられるのである。

さて〔分際相応の問題〕〔百姓の困窮の問題〕〔貨幣経済の問題〕の三項目に分けて『秘本玉くしげ』における具体的政策の特質を考えてきたが、それらを貫く宣長の主張は、結局のところ、被支配階級の生活に変化を及ぼすような新たな積極的政策を領主は行うべきではないというものであった。そして『玉くしげ』および『秘本玉くしげ』両書を通じての中心的な論点は次のような宣長の文に最も良く表われていると言えるだろう。

「惣て、世ノ中の事は、いかほどかしこくても、人の智慮工夫には及びがたき所のある物なれば、たやすく新法を行ふべきにあらず、すべての事、ただ時世のもやうにそむかず、先規の有来りたるかたを守りて、これを治むれば、たとひ少々の弊は有ても、大なる失はなきものなり、何事も久しく馴来りたる事は、少々あしき所ありても、世の人の安んずるもの也、新に始むることは、よき所ありても、まづは人の安んぜざる物なればなるべきだけは旧きによりて改めざるが国政の軒要也」<sup>57)</sup>

この一文はたしかに「先規の有来りたるかたを守り」、「旧きによりて改めざるが国政の肝要」というように旧慣墨守の勧めであり、そこから保守的との評価も生じやすい。しかし、これらの言葉が常に「国政の肝要」として述べられていることに注意すべきである。また、最初にも述べたように『玉くしげ』『秘本玉くしげ』両書が為政者に向けて為政者の行うべきことを述べた書物であるという当り前の事実も忘れるべきではない。こうした観点に立てば、この文中の、「たやすく新法を行ふべきにあらず」という言葉は、繰り返して述べてきたように、為政者の政治的作為の否定の言葉であり、身分的に為政者が限られていた当時において極めて斬新な意味合いを備えていたと言ふべきであろう。

#### 4. 宣長の時代と「新法」

ところで、宣長が「たやすく新法を行ふべきにあらず」と語る時、この「新法」とは具体的にどのようなものであったのだろうか。「新法」の具体例を見ることにより、宣長の時代における為政者の政治的作為の傾向を考え、宣長が「新法」を否定した意味を明らかにしよう。

宣長が『秘本玉くしげ』を上提してから丁度八年後の寛政8年12月に、宣長の住む松阪の隣藩藤堂藩で検地等の藩の新政策に反対する大規模な百姓一揆が勃発した。この一揆に関して宣長は、当時、針術修行のため京都留学中であった長男春庭あての手紙の中で次の様に報告している。「一、旧冬廿六日より廿九日迄、津表大騒動ニ御座候、近年色々新法ノ事共始り候故、百姓帰服不致、徒党致シ、三方ノ口よりおひたしく押寄せ、…(中略)…以之外の大変ニ御座候、乍去百姓願之通聞届有之、廿九日迄ニ而先相静り申候」<sup>59)</sup>。この手紙で宣長は、藤堂藩津城下にまで乱入した一揆の原因を、近年色々な「新法」が施行されたことだとしている。したがって、この一揆の原因となった政策を見ることで宣長が否定した「新法」の具体像もかなり明らかになると思われる。

この藤堂藩の「新法」とは郡奉行茨木理兵衛を中心にすすめられたもので、農村経済と藩財政の根本的立直しを目指した改革政策であった<sup>59)</sup>。政策は多岐にわたったが、復古的本百姓維持政策と貨幣経済の進展への適応政策の二面に大別できるように思われる。復古的政策としては、多くの改革の場合と同様に儉約令なども出されたが、中心的なものは一種の棄捐令と均田政策であった。また貨幣経済適応政策は林業・椎茸栽培・養蚕・製糸業などの藩主導の殖産興業政策および綿荷扱店や木綿問屋の設立などの流通への進出政策であった。そして、図らずもここには、宣長の時代の為政者の政治的作為の二つの傾向が現れているように思われる。

まず、復古的本百姓維持政策について検討してみよう。この種の政策の一つである棄捐令は、藤堂藩が享保期から始めた切印金という農民救済金融の整理に関係して出されたものである。この制度は初めは、藩が預金を民間から集め無利息または低利で農民救済や産業資金に年賦返済の条件で貸出すものであった。しかし次第に貸出金利も預入金利も高くなり、寛政4年時点では貸出年利が1割2分にまで上っており、過重な利子負担に苦しむ債務農民などもいた。そのため藩は茨木理兵衛の建策に応じ順次この制度を改定し最終的には、寛政8年に預入金、貸出金ともに返済を百年賦にし、合わせて農民の未納貢租、私的債務の支払を無期延期にしたのである。この政策は債務を解消し零細農民の没落を防ごうとしたものだが、結果は目的どおりにはならず、むしろ人心の動揺を招き一揆の副因となったという。その理由は第一には預入者には富豪ばかりでなく薄資の者も多く、かなり広範な反発を招いたためである。また第二には、経済界が恐慌をきたし融資の道が塞がれ、かえって農民生活に支障を来したためでもあった。

藤堂藩の一揆の直接の原因となったのは、もう一つの復古的本百姓維持政策である検地・均

田政策だといわれている。この政策は、富農・富商の土地集積と貧農の増加という貧富の問題を一気に解決し没落農民を救済しようという意図で計画されたもので、まず領内の一志郡で田畑山林の強制的均等再配分を行おうとしたものである。しかし現実には土地を奪われる富裕層・中農層の怒りを招いたばかりでなく、貧農層も田畑を割り与えられることにより貢納義務が増大することを嫌いこの政策に反撥したのである。

さて、ここで注目すべきことは、債務整理にしても均田にしても政策の立案実行者であった茨木理兵衛には年貢増徴などの意図はなく、仁政の信念から行っている点だ。一揆後に上呈した陳情書で茨木理兵衛は次のように自分の信念を述べている。「謹みて按ずるに魏初に李安世の均田の挙あり、我が延喜の朝に三好清行か見、口数に随うて口分田を授くるの議あり…(中略)…救窮の術は斯れより善きはなし」<sup>60)</sup>。つまり、彼は、自分の行った政策は、和漢の古代の均田・口分田などを模範とした貧民救済の善政と信じていたのである。

ところで、このような土地均分制に対する関心はなにも茨木理兵衛に始まった訳ではない。特に中国古代の土地均分制である井田法には18世紀前半から、少からぬ儒者や農政官僚が関心を示している。早いものでは荻生徂徠の『校定井田図解抄』(成立年不明)<sup>61)</sup>、万尾時春『井田図考』(1726)<sup>62)</sup>などが挙げられるが、18世紀後半になっても井田法への関心は持続し多くの農政書・地方書で言及されてる<sup>63)</sup>。とりわけ宣長が『秘本玉くしげ』を執筆した頃以降、井田法・班田收受法などを参考にした均田的制度が単なる理想への関心ではなく現実味を帯びた政策として主張される傾向が出てきている。そのような著作として、例えば中井竹山の『公田説』や中井履軒の『均田茅議』<sup>64)</sup>などが挙げられるが、中でも影響力が大きかったのは『秘本玉くしげ』の12年後の寛政11年に藤田幽谷が水戸藩に上呈した『勸農或問』だろう。この書は経験的認識にも優れ、また均田を理想としながらも、政策は現実的なものであった。幽谷は、まず検地により農民の間の年貢負担の不公平を是正し、そのことにより土地集積を行っている豪農の不当利益を削り貧民の過重な負担を軽減することを当座の目標とした。この政策は単なる均田論よりは現実的で洗練されたものであったといえる。しかし、究極的な目標としては各農家の所有田畑の規模の制限を考えており、思想の傾向は、やはり茨木理兵衛や中井竹山・履軒と同様なものと言ってよい<sup>65)</sup>。言い添えるならば、実は藤田幽谷自身が『勸農或問』の中で、自分の提言に比較して藤堂藩茨木理兵衛の均田政策について言及している。幽谷は藤堂藩の失敗は、検地・均田により貧富を平等化しようという政策目的自体が悪かったのではなく、執行者に人を得なかったこと、事前の準備が悪かったこと、そして「安民」の為だけでなく上に利益を上げることも考えたためだと論じている。つまり政策実行過程の拙劣さは指摘したものの均田政策そのものには同感を持っていたのである<sup>66)</sup>。また、彼等の考える正義の実行のために、検地という非常の政治権力の発動を為政者に求めるという点でも、茨木理兵衛と藤田幽谷には共通するものがあつたと言えるだろう。

このような傾向を見ると、時代の問題を解決する為、為政者が均田法のような政策を行

農民の土地私有権を押さえたり、棄捐令のような強制的債務整理で私経済に介入するべきだという思想が宣長のまわりには生まれていたと考えられるだろう。しかもそのような政策が仁政的な確信や土地公有の理想視に基づいて行われようとしていた。しかし現実にはこのような政策は藤堂藩の一揆のように広範な階層の農民の反撥を引き起こすものであったのである。

『秘本玉くしげ』における為政者の作為＝「新法」の否定はこのような時代の傾向の中で出されたものに他ならない。宣長は儒者の仁政的確信に基づく政策を次の様に批判する。「いかにほど学問よく、経済の筋にも鍛練し、当世の事情にも通達したるも、とかくに儒者は又儒者がたぎの一種の料簡ありて議論のうへの理屈は至極尤に聞えても、現にこれを政事に用ひては、思ひの外によろしからざる事もおほくして、返て害ある事もある也」<sup>67)</sup>。儒教的な正義の主張に基づいて、為政者が積極的に復古政策をとろうとする時代の傾向があった。この引用文はそのような傾向に対する宣長の否定を表しているものと言えるだろう。

さて藤堂藩の「新法」のもう一面である貨幣経済への適応策も当時の為政者の新政策の一傾向であった。この種の政策としては、第一には専売的制度・殖産興業への進出があり、また第二には金融操作があるが、宣長の周辺には藤堂藩以外にもこのような政策が見られ、しかもその多くが農民等の反撥を招いていた。

第一の専売制度的なものとしては、例えば伊勢の亀山藩では明和五年（1768、宣長：38歳）に米の専売を藩が企て、一揆の一因となっている<sup>68)</sup>。また紀伊徳川藩では、享保期から各種の専売制へ関心を示していたが、18世紀後半にはほとんどの商品生産物を藩の御仕入方による専売統制に組み入れている<sup>69)</sup>。宣長の住む松阪はこの紀伊徳川家の支配下にあった訳だが、宣長は明和5年の日記に「町中諸商売株、定<sub>二</sub>献金<sub>一</sub>以賜<sub>レ</sub>株、諸商困」<sup>70)</sup>と書いている。株の設定は間接的な流通への介入と中間搾取に他ならないが、宣長は「諸商困」という簡潔な形でこの政策への批判を残している。なお、前述の藤堂藩の林業・椎茸栽培の官営化も農民の不満を増大させて、寛政8年の一揆の一因になったという<sup>71)</sup>。専売制度には殖産目的で領主が新産物・新販路を開拓するという場合もない訳ではないが、これ等の諸例はむしろ既存な民間の流通や生産に藩が介在し中間利潤を取得しようとしたものだといえる。

このような為政者の専売への進出は、まさに『秘本玉くしげ』で宣長が自制を求めているものだろう。第三節でも紹介したように宣長は、「無益な物」（＝ぜいたく品や商品作物）の生産・販売・輸出は、平民の場合にはともかく領主の場合には「領内おしなべて利益あることならでは、損ある也」<sup>72)</sup>と、論じているが、これは中間利潤の取得のような形での専売制や流通への介入の否定に他ならない。

第二の為政者の金融操作も宣長の周辺にしばしば存在していたものである。藤堂藩の場合では切印金の債務整理に関連して金融事業が行われている。切印金は前述のように元来は救貧などが目的であったが、茨木理兵衛はその整理にあたって回収した資金の一部を藩の御用達商に貸し付けて年利1割で運用しようとしたのである<sup>73)</sup>。これなどは「国の政をとり行はん人」が

なるべく行うべきではないと宣長が主張した「金銀取引の筋」「金銀便利の筋」<sup>74)</sup>に類する金融操作といえるであろう。

為政者が直接に金融事業を行わなくても、金融界に大きな影響を与える政策もある。その一つが多額の御用金であろう。宝暦12年(1762, 宣長: 32歳)1月の日記には幕府が大阪で百二十万両の御用金を徴収するとの噂がながれ大きな影響が生じたことが記されている。この噂により「諸色相場大<sup>ニ</sup>乱<sup>ル</sup>, 至<sup>レ</sup>春米價<sup>ニ</sup>貴<sup>ク</sup>, 金大<sup>ニ</sup>下<sup>リ</sup>, …(中略)…因<sup>レ</sup>之此方<sup>ニ</sup>諸相場大<sup>ニ</sup>狂<sup>ル</sup>」<sup>75)</sup>と、大阪ばかりでなく松阪までも相場が激動した状況が記録されているのである。これは単なる噂であったが、それにしても為政者の作為がいかに関係・経済界に大きな影響を与えるか、宣長は身をもって経験していたはずだ。また、明和六年(1769, 宣長: 39歳)9月の日記には「近年段々、所<sup>レ</sup>差<sup>ニ</sup>上<sup>ル</sup>殿<sup>ノ</sup>之<sup>レ</sup>永上金調達金等、元利共御断……」<sup>76)</sup>とある。これは松阪の町から紀伊徳川家への大名貸しが、元利ともに返却を断られた事例だが、ここには領主との金融関係への不信の芽があると言えるだろう。さらに同じ宝暦12年の12月には松阪の魚町年寄宮村善六が年貢関係の資金を六、七千両も預ったまま倒産した事件が記録されている<sup>77)</sup>。簡潔な記述のために事件の詳細は分からないが、宮村善六は十五ヶ村の年貢関係の資金を運用していたらしい。このため村方でも大騒動になるが、魚町四町内で援助金百両を出すことになり本居家にも割り当てが来た旨が書かれている。この事件なども恐らく為政者による年貢資金の何らかの金融的運用が関係しているであろう。

さて以上にみたように、宣長周辺には、為政者が専売的政策、流通、金融事業などに進出した事例があり、しかもそれがしばしば農民・商人の生活に歓迎しがたい影響を及ぼしていたことが伺えた。ここで、さらに考慮すべきことは、このような現実の動きと同時にこの時代の経世論の傾向としても、商業・金融等への為政者の積極的進出を論じるものが出てきていた点だ。太宰春台が、「諸侯その国の土産を以て、他所に市買せんに、何の憚る所あらんや」<sup>78)</sup>と断じ、領主の積極的商業活動を合理化したのは、『秘本玉くしげ』の成立よりも四十年以上も前のことである。それが、宣長の時代に至ると春台のような一般論としてではなく、藩政レベルの具体的な提言として学者により論じられるようになっていく。明和2年(1765)、天明元年(1781)、天明5年(1785)に仙台藩に提出された林子平の三通の上書<sup>79)</sup>などはその典型だろう。宣長と対比的に、林子平の主張は為政者による積極的な政治的作為の必要性を強調するものだが、その姿勢がもっとも良く出ているのは貨幣経済への積極的対応だ。子平は仙台藩の現状を踏まえながら、為政者による特産物の開発生産と他藩や中央市場への輸出、それによる貿易差額金銀の取得、諸商品市場相場への介入等の政策を主張している。また為政者が領内から御用金千両を調達し、これを頼母子形式の金融事業で運用し二十年後に十五万両を得るという貨殖計画も提案している。そして、こうした主張は、林子平にとどまらず、この後も、海保青陵に代表されるような、いわゆる「藩重商主義論」として盛んになっていったと思われるのである。

このように宣長が『秘本玉くしげ』を上呈した時代は、貧富差の拡大や藩財政の行き詰まり

の状況下で、為政者が復古的本百姓維持政策と貨幣経済適応の政策の両面において、積極的な政治、すなわち「色々新法の事共」を展開しようという動きが強くなってきた時代であった。また同時に、儒者、学者、経世論者の間ではこの種の政治的作為を仁政として論じたり、合理化したりする議論が盛んになってきていた時とも言える。宣長の「たやすく新法を行ふべきにあらず」という言葉はこのような状況に対する言葉であることを銘記しなければならないだろう。

## 5. 経済的営為と自然

ここまで見てきたように、宣長は為政者の行動としては、作為を持たず「先規」を守る保守的政治を望ましいものとしていた。それでは、このような為政者の政治的作為の否定の下で社会は固定化すると考えていただろうか。否、宣長の哲学では社会の固定化は考えられない。社会は「時世の勢」で変化してやまない物であり、「万の事、日々に増長することも、思ひの外に、又いつとなく衰へゆく時節もあるもの」<sup>80)</sup>なのである。そうだとすると社会を動かすものは何なのか。それは究極的には「神の御所為」であるが、実際に現実の社会の場で神の「人形」となり「時世の勢」を形成してゆくものがいなければならない。そのような「時世の勢」の下手人として宣長が考えているのが、「平人」「平民」「民間」「下々」<sup>81)</sup>などという言葉で表された生活人ではないだろうか。そして、この生活人は個人と集団の二つの次元で、自然に社会に働きかけてゆくことが想定されている。

まず、個人の次元を見てみよう。この場合には個人は何よりも家の繁栄を求め、そこに全力で働き掛けてゆく主体として想定されている。例えば、『家のむかし物語』によると宣長は、医師として生活することを「こころぎたない」と思いながらも、自分がその道に進んだことを次のように語っている。「親先祖のあとを、心ともてそこなはんは、いよいよ道の意にあらず、力の及ばむかぎりは、産業をまめやかにつとめて、家をすさめず、おとさざらんやうをはかるべきものぞ、これのりなががこころ也」<sup>82)</sup>。生活人としての宣長の考では、「こころぎたない」という自意識にこだわり、「親先祖のあと」をそこなうことは「道の意」ではなかった。たとえ「こころぎたない」なりわいであっても、家の維持に務めることこそが「道の意」であり、人間の自然な感情でもあった。

また歴史を見る宣長の目も、家名の挽回に勤めようとする人間の行為を人情の自然として肯定しようという眼差しである。『古語拾遺疑斎弁』という宣長の著作があるが、この書は国学者日下部勝美が安永二年(1773)に著した『疑斎』という書への批判の著作である。日下部勝美は『疑斎』で、九世紀初頭に斎部広成が書いた『古語拾遺』を取り上げて、この書物は朝廷の祭祀を勤めた広成の祖先の地位を不当に高く顕彰しようとして書かれたもののだとして、著者広成の偽りを批判したのである。これに対して宣長はつぎのように述べて、斎部広成の姿勢を支持する。「然りとて其家に生れて、衰へたるをも憂へず、たえなむとするをも歎かず、いは

ゆる命也として、安んじ居らむは、先祖へ不孝のいたり也、又己が身の貧く賤きを愁へざるも、父母先祖へいみじき不孝なり、不義を行ひて、富貴をもとめむこそあしからめ、及ぶべきかぎりは、力をつくして、身をも栄やし、家をも起さむこそ、父母先祖への孝には有けれ<sup>89)</sup>。たとえ広成のように、偽りを作為しても「及ぶべきかぎりは、力をつくして」家を興そうとするのが孝であり人情の自然であると宣長は考えるのである。

これらの個別の事例に伺えたように、宣長は人が生活の場で家の維持と繁栄を願い努力することを人間に本質的な行為と捉えていたが、この家の維持の努力とは多くの「平民」の場合には農業・商業等の経済的営為＝「家業」の維持・発展への努力である可能性が高い。「人のつとめおこなふべきほどの限は、もとより具足して生れたるものなれば、面々のかならずつとめ行ふべきほどの事は、教をまたずして、よく務め行ふものなり、…(中略)…面々の家業をつとむることなど、みな是人のかならずよくせではかなはぬわざなれば、いずれも有べきかぎりは、異国の教などをからざれども、もとより誰もよくわきまへしりて、よくつとめ行ふことなり<sup>90)</sup>」と言うように「家業」は自然に人々が勤めるものなのである。しかも注意すべきことは、「面々のかならずつとめ行ふべきほどの事」は、かならずしも世襲的職業としての「家業」への精励に限るものとは考えていない点だ。「家業をつとむることなど」とあるように、「家業」はその一例なのである。むしろ重要なことは、先に引いた宣長自身の職業選択の例からもわかるように、産業は何であれ血脈としての家を「すめさず、おとさざらんようはかる」ことと考えているのである。このようにして「家業」を一例とするような経済的営為の場で「よく務め行う」という作為が自然のものとして肯定され、個人が「経済活動」をとおして社会へ働きかけてゆくことが想定されているのである。

一方、宣長には集団の次元でも、「平民」が社会の在り方を決定し、また変えてゆくという考え方がある。例えば、社会の大樁である「天下ノ大法」はどのように決まるのか。宣長は次のように言う。「吾邦ハ…(中略)…天下ノ大法ハ改ムルト云事ナシ、タダ自然ノ勢ニヨツテアラタマリユク事也、其自然ノ勢ト云ハ、ミナ天照大神ノ御心ヨリ出ルナリ…(中略)…モシ人ノスル事、大神ノ御心ニソムキダガフ事アレバ人従ハツ<sup>91)</sup>」と。つまり我国では大法は自然の勢いに任せているが、その自然の勢は天照大神の御心で定まる。そして為政者の定めた法が大神の御心に沿っているか否かは、人々が従うか否かによって決まるのである。

この論理から、宣長は既存の法がなしくずし的に犯されてゆくことも、むしろ自然なことと考えて次のように述べている。「昔定まりたる法も、年代久しくうつり、世のもやうのかはれるにつきては、今は其法の如くならでも、害なき事、又其法の守りがたき事などもあるをば、大目に見ゆるしながらも、ひたすらに先代の法の廃せんことをば憚りて、其法をばやはり法と立ておきて、背かざるやうにするは、おのづから本朝の厚き古意にかなひて、宣しき事なれば、其事の筋にもよるべきものなり<sup>92)</sup>」。つまり、一方において法改正という為政者の作為を否定し、他方において為政者の黙認の下で、法が有名無実化してゆくことを「本朝の厚き古意」と



して肯定するのである。

また宣長は、『秘本玉くしげ』の中で、農民にとっては起こしにくい一揆が、計画が上にも漏れずに近年しばしば起る現象を捉えて、「近年たやすく一致して固まりて、此事の起りやすきは、畢竟これ人為にはあらず<sup>87)</sup>」と述べて、一揆の背後に人為を越えたもの、即ち「神の御所為」を想定している。現実には、一揆への参加は「平民」一人一人の主体的な行動の選択だが、そうした行動選択の集合的な結果を宣長は人為を越えたものとして肯定しているのである。このような論理は詰まるところ人々の自然な心情から出た従うか従わないか、行動するか否かの選択の集合が社会の在り方を決定するという考えにならざるを得ないのである。

さて、「家をすめさず、おとさざらん」ことを目的とした経済的営為への努力とは、生活人が経済状況や自然状況に積極的に働きかけることであり、ある意味では作為的な行動である。宣長は為政者の政治的作為を否定した一方で、生活人のこの経済的作為はむしろその心情において自然なものとして肯定したのである。宣長にとって例えば「家業」のための経済的努力は人情の自然だったのである。また、このような生活人ひとりひとりの社会的政治的態度の集積がおおきな動かしがたいものとなった時、そこに「自然の勢い」＝「神の御所為」を見ようともしていた。宣長は為政者の政治的作為を否定する一方で、こうした生活人の営為と行動を肯定し、そこに、経済・社会を動かしてゆく力を見ようとしていたのであろう。そこには生活人の経済活動を否定・抑制する主張はないと言えるだろう。

## 6. ま と め

本居宣長の思想が何故、広範な商人や農民に受け入れられたかを考えるために、宣長の政治経済思想を検討してきた。その答えをここで極端な形で言うとするれば、それは宣長の政治経済思想が“天明の *laissez-faire*”である可能性を含んでいたからである。当時、領主・為政者は復古的本百姓体制の再建と貨幣経済への適応の両面で「新法」を企て、経済状況に介入する政策を積極的に試みる傾向を強めていた。宣長の『玉くしげ』『秘本玉くしげ』等の政治経済思想は、何にも増して、このような状況に反対し、為政者の政治的作為を否定し、「下々の」経済活動の放任を要求するものであったのである。また同時に人々の行う経済的営為を自然なものとして認識し、さらにそれが社会を動かす基であると認めるものでもあった。

しかし、当然のこととして“天明の *laissez-faire*”は“Georgian の *laissez-faire*”ではない。宣長自身の価値観としては貨幣経済への否定的視角があり、また自然経済への志向がある。つまり、宣長の思想では貨幣経済的営為は、善悪の人為的判断を越えたものとして放任されるだけであり、人欲と営利追求が積極的に肯定されている訳ではない。そこには、自由な経済活動が善神の見えざる手に導かれているという確信は勿論ない。それは悪神の導きかもしれない。ただ、人々の経済的営為の基礎にある家の維持・発展への思いという一点において、それを人

情の自然として肯定するのみである。

こう考えてみると、宣長の政治経済思想は従来言われて来たように単純に保守的なものとは言いがたい。当時の農民の現状を厳しいものと考え、それを改革しようとする宣長の思想を時として保守的なものと評価する傾向があった。しかし宣長の思想がむしろ為政者の政治的作為を否定し、農民・商人の経済的自由を放任しようというある種の *laissez-faire* であったことを考えるならば保守的であるとの評価は当たらないであろう。

また、丸山真男氏は「現秩序に対する反抗が否認される」<sup>89)</sup>と宣長の思想の効果を捉えているが、「現秩序に対する反抗」以上に領主の現状への作為が否認された所にこそ宣長の思想の特質があると考えべきだろう。さらに言うならば、宣長の思想では、生活人が日々の活動の中で犯す違法行為のような、人情の自然にしたがって発生する「現秩序に対する反抗」はむしろ天照大神の御心として肯定される可能性さえあることに注意すべきだろう。

なお、松本三之介氏のようにその後の国体思想への展開に続くものとして宣長の思想を考えるという問題意識は、本論とは観点を異にするものだろう。本論においては、宣長の時代において彼の思想が持っていた意味を検討することに主眼をおいた。そして為政者が身分的に限定されていた幕藩体制の下にあっては、宣長の哲学は為政者の政治的作為否定を正当化する思想として農民・商人に訴えるものがあつたはずである。明治以降国学運動がある意味では衰退する一因は、為政者の身分的限定が弱くなったのに伴い、本居国学が持っていた政治経済思想としての上記の意味合いを失ったからではないだろうか。しかしこれは本論で検討した宣長の政治経済思想の特質からの類推に過ぎないものであり、別個の考察を必要とするものだろう。

〔脚註〕

- 1) 拙稿「長島尉信の田制史研究と土地所持権思想」三田学会雑誌78-5, 1985.
- 2) 長島俊三郎編「郁子園蔵書」, 1963再録, 斎藤茂氏蔵.
- 3) この関係は、望月茂『佐久良東雄』大日本雄弁会講談社, 1942.11, に詳しい。
- 4) 芳賀登『幕末国学の展開』塙書房, 1963, 付表による。
- 5) 鈴木淳・岡中正行・中村一基編著『本居宣長と鈴屋社中』錦正社, 1984.
- 6) 大野晋・大久保正編『本居宣長全集』8巻, 筑摩書房, 1974, 所収の「秘本玉くしげ」を用いた。
- 7) 同上『本居宣長全集』8巻所収の「玉くしげ」を用いた。
- 8) 丸山真男『日本政治思想史研究』東京大学出版会, 1952, p.266.
- 9) 野村兼太郎『徳川時代の経済思想』日本評論社, 1938, p.410.
- 10) 同上, p.415.
- 11) 同上, p.418.
- 12) 丸山真男, 前掲書。
- 13) 野村兼太郎, 前掲書, p.398.
- 14) 同上書, pp.418-424.
- 15) 芳賀登『幕末国学の展開』塙書房, 1963, p.26.
- 16) 丸山真男, 前掲書, p.272.
- 17) 松本三之介『国学政治思想の研究』未来社, 1972, p.147.

- 18) 大久保正「本居宣長全集第八巻解題」(大野晋・大久保正編、『本居宣長全集』第8巻, 筑摩書房, 1972, 所収)。
- 19) 大野晋・大久保正編『本居宣長全集』第17巻, 筑摩書房, 1987に所収の書簡集による。
- 20) 「校本『授業門人姓名録』」(岡田正行・鈴木淳・中村一基『本居宣長と鈴屋社中』錦正社, 1984所収)。
- 21) 前掲「玉くしげ」p.309.
- 22) 丸山真男, 前掲書, p.270.
- 23) 前掲「玉くしげ」p.315.
- 24) 同上書, p.319.
- 25) 同上書, p.318.
- 26) 同上書, p.319.
- 27) 同上書, p.319.
- 28) 同上書, p.322.
- 29) 前掲「秘本玉くしげ」p.333.
- 30) 同上書, p.340.
- 31) 同上書, p.339.
- 32) 同上書, p.340.
- 33) 「家のむかし物語」(大野晋・大久保大編『本居宣長全集』第20巻, 筑摩書房, 1975, 所収) p.28.
- 34) 宣長の日記は, 大野晋・大久保正編『本居宣長全集』第16巻, 筑摩書房, 1974によった。
- 35) 前掲「秘本玉くしげ」p.349.
- 36) 同上書, p.343.
- 37) 同上書, p.344.
- 38) 同上書, p.344.
- 39) 同上書, p.344.
- 40) 同上書, p.346.
- 41) 同上書, p.346.
- 42) 前掲『本居宣長全集』第二十巻。
- 43) 前掲「家のむかし物語」p.16.
- 44) 同上書, p.22.
- 45) 同上書, p.19.
- 46) 同上書, p.28.
- 47) 同上書, p.28.
- 48) 前掲「秘本玉くしげ」p.344.
- 49) 同上書, p.346.
- 50) 同上書, p.352.
- 51) 同上書, p.353.
- 52) 同上書, p.345.
- 53) 同上書, p.353.
- 54) 同上書, p.354.
- 55) 前掲「家のむかし物語」p.29.
- 56) 前掲「秘本玉くしげ」p.354.
- 57) 同上書, pp.331-332.
- 58) 「寛政八年正月五日 本居春庭宛書簡」(前掲『本居宣長全集』第17巻, 所収) p.354.

- 59) 藤堂藩の寛政の一揆については、梅原三千・西田重嗣『津市史』津市役所、1959、『三重県史、近世編』三重県、1964、深谷克己『寛政期の藤堂藩』三重県郷土資料刊行会、1969。
- 60) 前掲『津市史』p. 235.
- 61) 滝本誠一編『日本経済大典』第九巻、明治文献、1967.
- 62) 滝本誠一編『日本経済大典』第4巻、明治文献、1966.
- 63) 例えば、斎藤高寿『郷遂井田図説』明和年間（滝本誠一編『日本経済大典』第17巻、啓明社、1929）のように専ら井田法を扱ったものと同時に、武陽隠士泰路『地方落穂集』1763（滝本誠一編『日本経済大典』第24巻、啓明社、1929所収）や大石久敬『地方凡例録』寛政六年（大石慎三郎編、近藤出版社、1969）などの実務的な地方書の中でも井田法について一章をもうけ一応の言及をしている。
- 64) いずれも滝本誠一編『日本経済大典』第23巻、啓明社、1929所収。
- 65) 『勸農或問』の農政思想については拙稿「水戸学藤田派農政論の認識と思想」三田学会雑誌83一特別号Ⅱ、1990を参照されたい。
- 66) 藤田幽谷『勸農或問』（滝本誠一編『日本経済大典』第32巻、啓明社、1930所収）p. 264.
- 67) 前掲「秘本玉くしげ」p. 330.
- 68) この一揆については前掲『三重県史、近世編』、山田木水『亀山地方郷土史』三重県郷土資料刊行会、1970—1974.
- 69) 前掲『三重県史、近世編』。
- 70) 前掲、宣長の日記（『本居宣長全集』第16巻）p. 280.
- 71) 前掲『津市史』。
- 72) 前掲「秘玉くしげ」p. 345.
- 73) 前掲『津市史』。
- 74) 前掲「秘本玉くしげ」p. 353.
- 75) 前掲『本居宣長全集』第16巻、p. 168.
- 76) 同上書、p. 313.
- 77) 同上書、p. 129.
- 78) 太宰春台『経済録拾遺』（島崎隆夫編『近世日本経済思想文選』敬文堂、1971）p. 166.
- 79) 林子平『上書三篇』（滝本誠一編『日本経済大典』第17巻、啓明社、1929、所収）。
- 80) 前掲「秘本玉くしげ」p. 354.
- 81) いずれも「秘本玉くしげ」中の用語である。
- 82) 前掲「家のむかし物語」p. 29.
- 83) 「古語拾遺疑齋辨」（前掲『本居宣長全集』第8巻、1972、所収）p. 513.
- 84) 前掲「玉くしげ」p. 322.
- 85) 「葬庵隨筆」（前掲『本居宣長全集』第13巻、1971、所収）p. 603.
- 86) 前掲「秘本玉くしげ」p. 362.
- 87) 同上書p. 342.
- 88) 丸山真男、前掲書、p. 272.